

令和4年第1回由利本荘市議会定例会（3月）会議録

令和4年3月17日（木曜日）

議事日程第6号

令和4年3月17日（木曜日）午前10時開議

第1. 委員長審査報告

第2. 議案第8号 由利本荘市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

第3. 議案第9号 由利本荘市滝沢館公園設置条例の制定について

第4. 議案第10号 由利本荘市奨学金返還支援基金条例の制定について

第5. 議案第11号 由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案

第6. 議案第12号 由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第7. 議案第13号 由利本荘市特別会計条例の一部を改正する条例案

第8. 議案第14号 由利本荘市高齢者生活支援ハウス条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第15号 由利本荘市老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第16号 由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第17号 由利本荘市高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第18号 由利本荘市火入れに関する条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第19号 由利本荘市鳥海高原花立グラウンド条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第20号 由利本荘市克雪管理センター条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第21号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案

第16. 議案第22号 由利本荘市公共住宅管理条例の一部を改正する条例案

第17. 議案第23号 由利本荘市まちづくり協議会条例を廃止する条例案

第18. 議案第24号 由利本荘市入院医療費支給条例を廃止する条例案

第19. 議案第26号 財産の無償譲渡について

第20. 議案第27号 財産の無償譲渡について

第21. 議案第28号 財産の無償譲渡について

第22. 議案第29号 財産の無償譲渡について

第23. 議案第30号 財産の無償譲渡について

第24. 議案第31号 由利本荘市道路線の廃止について

第25. 議案第32号 由利本荘市道路線の認定について

第26. 議案第33号 令和4年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて

第27. 議案第35号 令和3年度由利本荘市一般会計補正予算（第19号）

第28. 議案第36号 令和3年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第29. 議案第37号 令和3年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 第30. 議案第38号 令和3年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算(第4号)
- 第31. 議案第39号 令和3年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第6号)
- 第32. 議案第40号 令和3年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 第33. 議案第41号 令和3年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 第34. 議案第42号 令和3年度由利本荘市一番堰まちづくり事業特別会計補正予算(第3号)
- 第35. 議案第43号 令和3年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第3号)
- 第36. 議案第44号 令和3年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第37. 議案第45号 令和3年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第38. 議案第46号 令和3年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第4号)
- 第39. 議案第47号 令和3年度由利本荘市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 第40. 議案第48号 令和3年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第3号)
- 第41. 議案第49号 令和4年度由利本荘市一般会計予算
- 第42. 議案第50号 令和4年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第43. 議案第51号 令和4年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第44. 議案第52号 令和4年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第45. 議案第53号 令和4年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計予算
- 第46. 議案第54号 令和4年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第47. 議案第55号 令和4年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第48. 議案第56号 令和4年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第49. 議案第57号 令和4年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第50. 議案第58号 令和4年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第51. 議案第59号 令和4年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第52. 議案第60号 令和4年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第53. 議案第61号 令和4年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第54. 議案第62号 令和4年度由利本荘市下水道事業会計予算
- 第55. 議案第63号 令和4年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第56. 議案第64号 由利本荘市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第57. 議案第65号 鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約(第3期)の締結について
- 第58. 議案第66号 土地(本荘東中学校区統合小学校建設事業用地)の取得について
- 第59. 議案第67号 令和3年度由利本荘市一般会計補正予算(第20号)
- 第60. 議案第68号 令和4年度由利本荘市一般会計補正予算(第1号)
- 第61. 陳情第1号 常設の住民投票条例の制定を由利本荘市議会に求める陳情

---

本日の会議に付した事件

第1から第61までは議事日程第6号のとおり

第62. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第4号

1件

第63. 議員発案第4号 由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

出席議員（22人）

1番	佐藤正人	2番	佐々木隆一	3番	大友孝徳
4番	松本学	5番	三浦晃	6番	正木修一
7番	佐藤義之	8番	佐藤健司	9番	小松浩一
10番	泉谷赳馬	11番	甫仮貴子	12番	堀井新太郎
13番	阿部十全	14番	岡見善人	15番	小川幾代
16番	吉田朋子	17番	高橋信雄	18番	長沼久利
19番	高橋和子	20番	渡部聖一	21番	三浦秀雄
22番	伊藤順男				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊貴信	副市長	佐々木司
副市長	三森隆	教育長	秋山正毅
企業管理者	三浦守	総務部長	小川裕之
企画財政部長	高橋重保	市民生活部長	齋藤喜紀
健康福祉部長	大平久美子	農林水産部長	今野政幸
商工観光部長	畑中功	建設部長	佐藤奥之
まると営業部長	熊谷信幸	教育次長	三浦良隆
消防長	佐藤剛		

議会事務局職員出席者

局長	佐々木弘喜	次長	阿部徹
書記	村上大輔	書記	松山直也
書記	成田透		

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤順男） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は、22名であります。出席議員は、定足数に達しております。

日程に入る前に、湊市長より発言の申出がありますので、これを許します。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、昨夜、午後11時36分に発生した福島県沖を震源とする地震について御報告いたします。

本市においては、震度4が観測され、直ちに災害警戒室を設置して対応に当たりまし

た。

現時点で確認されている被害は、市営住宅の設備破損などではありますが、幸いにもけがなどの人的被害はないとの報告を受けております。

なお、引き続き被害などの情報収集に努めるとともに、今後の地震発生や地盤の緩みによる土砂崩れ、雪崩などについても注意を喚起してまいります。

以上であります。

○議長（伊藤順男） この際、お諮りいたします。

本日、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第6号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

---

○議長（伊藤順男） 日程第1、これより、議案第8号から議案第24号まで、議案第26号から議案第33号まで、議案第35号から議案第68号までの59件並びに陳情第1号の計60件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってから、これを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番高橋信雄さん。

【高橋信雄総務常任委員長 登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、条例関係7件、補正予算5件、新年度予算5件、新年度補正予算1件及び陳情1件の計19件であります。

初めに、条例関係であります。まず、令和4年度に行う機構改革に伴う、2つの議案をまとめて御報告いたします。

議案第8号教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてであります。これは、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を市長部局に移管させるため、新たに条例を制定しようとするもので、議案第11号組織条例の一部を改正する条例案につきましては、当該事務移管も踏まえ、組織機構を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第9号滝沢館公園設置条例の制定についてであります。これは、旧前郷小学校跡地に整備する滝沢館公園の管理・運営に必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第12号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するための条項を追加するなど、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第13号特別会計条例の一部を改正する条例案についてであります。これは一番堰まちづくり事業特別会計を廃止するに当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第23号まちづくり協議会条例を廃止する条例案についてであります。これは、まちづくり協議会を廃止するに当たり、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第64号消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、団員の処遇改善のため、報酬額等を増額するに当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、7件の条例関係議案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

議案第35号一般会計補正予算（第19号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款、4款から6款、8款、10款、13款から18款、20款及び21款、歳出では1款、2款及び9款、繰越明許費9款並びに地方債であります。

まず、歳入であります。全般にわたり、年度末の収入見込みの精査、国・県による交付決定、または事業への充当額の確定見込みなどに伴うもので、その主なものは、1款市税における法人市民税の増額、10款地方交付税における普通交付税の増額、18款繰入金における行政改革に伴う人件費平準化基金繰入金の減額、21款市債における減収補填債の減額であります。

なお、コロナ禍での法人市民税の増額について、市当局より昨年度の予算編成時には、前年度30%減を見込んだが、持続化給付金や飲食店への応援金、雇用調整助成金などの雇用を維持するための公的な制度が大きく影響し、例年並みの税収となったと考えているとの説明がありました。

次に、歳出であります。1款議会費、2款総務費、9款消防費の各款いずれも全般にわたり年度末までの事務・事業費の精査による補正で、その主なものは、2款総務費における財政調整基金などの各基金への積立金の増額であります。

なお、9款消防費では、小型動力ポンプ付軽積載車の更新事業について、半導体不足に伴い、納車が翌年度にずれ込むことから、繰越明許費を新たに設定しようとするものであります。

また、地方債につきましては、公共施設等総合管理事業を新たに追加し、地域づくり推進事業など既存の13事業については、事業費確定により起債限度額を変更し、減収補填債ほか2つの事業については、事業の終了などにより廃止しようとするものであります。

次に、議案第39号情報センター特別会計補正予算（第6号）につきましては、歳入において、前年度繰越金の確定による増額に伴い、一般会計繰入金を減額しようとするものであります。

次に、議案第44号小友財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では財産売払収入の増額、歳出では積立金の増額が主なものであり、議案第45号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では前年度繰越金の増額、歳出では積立金の増額が主なものであります。

次に、議案第67号一般会計補正予算（第20号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では10款及び15款、歳出では2款、繰越明許費2款、並びに

地方債であります。

歳入においては、10款地方交付税では、歳出各款に係る一般財源分として特別交付税を増額、15款県支出金では、地籍調査事業費補助金を追加し、これに伴い、歳出2款総務費において、本荘・矢島地域に係る地籍調査事業費を増額しようとするものでありますが、当該事業につきましては、翌年度への繰越しが見込まれることから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、地方債につきましては、小学校改築事業など3事業について、起債限度額をいずれも増額しようとするものであります。

以上、5件の補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第49号一般会計予算であります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款から10款、12款から21款、歳出では1款、2款、9款、12款及び13款、債務負担行為並びに地方債であります。人件費や経常的な経費を除く、主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入であります。その主なものは、自主財源の根幹をなす、1款市税では、コロナ禍による厳しい経済状況からの一定程度の回復を見込んだことによる個人市民税及び法人市民税の増、軽減措置が終了することに伴う固定資産税の増などにより、前年度に比較して7.7%増の78億4,320万円とし、一般会計の歳入に占める割合は17%であります。

2款地方譲与税では、森林環境譲与税の増により、前年度に比較して6.5%増の6億1,900万円とし、3款から9款までの各交付金では、先ほど触れました固定資産税の軽減措置終了に伴い、9款地方特例交付金において、減収補填特例交付金が3,700万円の減となるものの、7款地方消費税交付金で2億円の増を見込んでおります。

依存財源の大部分を占める10款地方交付税では、地方財政計画の伸び率を考慮し、前年度に比較して4.8%増の175億9,046万5,000円とし、一般会計の歳入に占める割合は37%であります。

12款分担金及び負担金では、石脇財産区議会議員選挙負担金などが、13款使用料及び手数料では、各地域の施設やコミュニティバス等の使用料及び市税等証明手数料などが計上され、14款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが、15款県支出金では、各事業に対する県からの補助金及び委託金が計上されております。

16款財産収入では、土地・建物の貸付収入や物品売払収入などが、17款寄附金では、一般寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金が計上されております。

18款繰入金では、各種基金、各財産区会計からの繰入金が計上され、そのうち、財政調整基金からは10億2,746万8,000円が繰入れされており、19款繰越金では1億円が計上されております。

20款諸収入では、地域総合整備資金貸付金元利収入や宝くじ市町村交付金などが計上され、21款市債では、所管に係る各事業債のほか、臨時財政対策債が、前年度に比較して73.3%減の3億7,400万円が計上されております。

次に、歳出であります。1款議会費では、議員報酬などのほか、議会運営全般に係る事務費が計上されております。

2款総務費では、岩城及び西目総合支所の空調整備改修に要する経費、生活バス路線等維持及び由利高原鉄道運営への補助、コミュニティバス運行及び乗り逢い交通事業実施に要する経費などが計上されているほか、5月任期満了の石脇財産区議会議員一般選挙、7月任期満了の参議院議員通常選挙、令和5年4月に投開票が予定されている県議会議員一般選挙に要する経費などが計上されております。

また、令和4年度からの新しい取組として、地域の元気を創出するための若者を中心としたメンバーによる由利本荘プロモーション会議の設置、各総合支所職員が立案した事業を实践する元気な地域づくりチャレンジ事業のための経費や、地域おこし協力隊による若者同士の交流企画アベイバプロジェクト、県と連携して実施する結婚新生活応援事業のための経費が計上されております。

これらの新規事業は、湊市長が施政方針で述べた6つの重点施策の実現化に向け予算化されたものであり、当委員会といたしましても、その成果に期待を寄せるものであります。

9款消防費では、災害対応特殊救急自動車、耐震性貯水槽及び消防団の小型動力付軽積載車などの更新に係る事業費などが計上されております。

12款公債費では、長期債や一時借入金の元金や利子で、元金の増額により、前年度と比較して3.4%増の67億1,285万8,000円が、13款予備費では、前年度と同額の5,000万円が計上されております。

次に、債務負担行為であります。業務用ソフトウェアライセンス導入事業について、令和4年度から7年度までを期間とし、5,234万7,000円を限度額として設定しようとするものであります。

最後に、地方債であります。コミュニティバス購入事業など41事業、及び臨時財政対策債について、起債限度額の総額1億580万円増の46億4,160万円が計上されております。

次に、議案第54号情報センター特別会計予算であります。歳入では、加入者からの負担金及び使用料のほか、一般会計繰入金、前年度繰越金、NHK衛星放送視聴料、ケーブルテレビ施設整備事業債などの計上が主なものであります。

歳出では、職員人件費、施設維持管理費及び番組制作費、インターネット上位回線使用料及び放送設備更新工事費、長期債の元利償還金などのほか、消費税や予備費が計上されております。

なお、CATVセンター業務につきましては、1月臨時会での債務負担行為の議決を経て、2月から公募を開始したとのことであり、順調に手続が進めば、次回の定例会において、指定管理者の指定について、議会の判断を得たいとの説明を受けております。

次に、議案第58号から議案第60号までの、小友・北内越・松ヶ崎の各財産区特別会計予算であります。歳入では、いずれも土地貸付・基金運用収入、基金繰入金が主なものであり、歳出では、それぞれの財産の維持管理に要する経費、一般会計繰出金などが計上されております。

以上、御報告申し上げます。5件の新年度予算につきまして、いずれも提案の趣旨を

了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度補正予算であります。議案第68号令和4年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款及び18款、歳出2款及び9款、並びに地方債であります。

歳入では、14款国庫支出金で、4月早々に市が取り組む、新型コロナ対策事業に係る財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、18款繰入金で、歳出各款に係る一般財源分として、財政調整基金繰入金を、それぞれ増額しようとするものであり、歳出では、2款総務費で、本庁舎の警備業務を委託するための経費を措置し、9款消防費で、議案第64号の条例改正で触れました、消防団員の報酬増額分を追加しようとするものであります。

また、地方債につきましては、令和3年11月の大雨で被災した、由利・東由利地域のり面保護対策に係るのり面崩落防止対策事業を新たに追加しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第1号常設の住民投票条例の制定を由利本荘市議会に求める陳情についてであります。審査においては、継続審査を求める発言がありましたが、今定例会での採決を望む発言もあり、結果として、採決に至りました。

各委員からは、常設型の条例が成立すると、一定程度の署名が集まれば、議会を経ずに即実施されてしまう。住民投票制度は、非常に重いものであり、民意を反映するという趣旨も分かるが、署名さえ集まれば、何でも住民投票にかかっていくのは危険だと思う。個別の条例でも、提案の都度、議会で審査し、議論を重ねて投票実施に向かうことは可能である。あるいは、住民自治の代表はあくまで議会であり、全国1,700以上の市区町村のうち、常設型は78と考えると時期尚早。今、必要に迫られている状況でもないとして、不採択とする意見と、これに対し、投票の基準となる数は議会で決めることができる。署名が上がってきても、内容を確認して、実際に経費がかかるのも投票までいってからで、そこまで至る事例は非常に少ない。住民がどんなことを考えているか、声が上がりやすくなる。いわゆる公害と呼ばれたときは、住民投票で勝っている例がある。今こういう時期なので、投票になるとすれば、風車が建ち、実際に健康被害が複数名出て、それでも市も事業者も何もしないときくらいではないかとして、採択すべきとの意見が出されましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（伊藤順男） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番佐藤健司さん。

【佐藤健司教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（佐藤健司） 教育民生常任委員会の審査の概要及び経過並びに結果について御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託されました案件を除き、条例関係5件、補正予算案8件、令和4年度予算案7件及びその他案件1件の計21件であります。

初めに、条例関係であります。

議案第14号高齢者生活支援ハウス条例の一部を改正する条例案及び議案第15号老人福祉施設におけるサービスに要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案につ



いてありますが、これらは、受益と負担の公平性から、生活支援ハウスの利用料のうち光熱水費の額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案についてありますが、これは、緊急通報体制整備事業について、利用料等を市内全地域で統一するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例案についてありますが、これは、ふれあい館鮎川の調理室使用を変更することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第24号入院医療費支給条例を廃止する条例案についてありますが、小中学生の入院医療費は現行の福祉医療制度の対象に含まれており、既に入院医療費支給制度の支給申請可能期間が経過したことから、同制度を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例関係につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第66号土地（本荘東中学校区統合小学校建設事業用地）の取得についてありますが、これは、本荘東中学校区統合小学校建設事業用地3万8,558.08平方メートルを2億3,906万96円で取得するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、令和3年度補正予算案について御報告申し上げますが、このたびの補正は、全般的に事業費確定や年度末精査によるものであり、主な内容について御報告申し上げます。

初めに、議案第35号一般会計補正予算（第19号）についてありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款から15款、17款、18款、20款及び21款、歳出では、2款から4款及び10款、継続費4款、繰越明許費2款、4款及び10款並びに債務負担行為であります。

歳入12款分担金及び負担金では、保育所入所者負担金の減額、13款使用料及び手数料では、家事援助や生活機能向上サービス手数料の減額であります。

14款国庫支出金では、新ごみ処理施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の減額、15款県支出金では、新型コロナウイルス対策生活応援事業費補助金の減額であります。

17款寄附金では、町内会配分額の精査により、ユーラスエナジー地域貢献寄附金の減額、18款繰入金では、貸付金返還額の増加による、奨学資金特別会計繰入金の追加であります。

20款諸収入では、広域市町村圏組合分担金精算金の追加及び風力発電機の運転停止等による売電額減少に伴う風力発電所協力金の減額、21款市債では、各事業債の減額であります。

次に、歳出2款総務費では、事業中止による交通安全対策費の減額、3款民生費では、保育対策総合支援事業費補助金及び事業終了に伴う子育て世帯生活支援特別給付金の減額、4款衛生費では、事業費確定によるごみ処理施設整備事業費の減額であります。

10款教育費では、新型コロナウイルス対策支援として、鳥海山木のおもちゃ美術館への支援金の追加、また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止した、ALT招致事業費及び芸術鑑賞教室開催事業費の減額であります。

継続費4款衛生費では、新ごみ処理施設整備に係る全体造成実施設計について、また、生活環境影響調査及び処理施設基本計画策定について、出来高見込みにより、それぞれ総額及び年割額を変更しようとするものであります。

繰越明許費では、2款総務費において、転出・転入手続のワンストップ化に係る既存システム改修事業、4款衛生費において、ごみ処理施設整備事業及び給水ポンプ制御盤取替修繕事業、10款教育費において、本庄東中学校校区統合小学校建設事業について、それぞれ年度内の完了が困難なため設定しようとするものであります。

債務負担行為では、新山小学校改築事業において、引き続きレンタルエアコンを設置するため、機器賃借料について令和3年度から6年度の期間、限度額616万円として設定しようとするものであります。

次に、議案第36号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、保険給付費等交付金及び前年度繰越金の追加、歳出では、一般被保険者療養給付費及び予備費を追加しようとするものであります。

次に、議案第37号後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では医療保険料の追加、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を追加しようとするものであります。

次に、議案第38号診療所運営特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、診療収入の減額及び前年度繰越金の追加、歳出では、鳥海診療所運営費の追加及び直根診療所運営費を減額しようとするものであります。

次に、議案第40号奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では、前年度繰越金及び貸付金元金収入の追加、歳出では、他会計繰出金及び予備費を追加しようとするものであります。

次に、議案第41号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、予備費を追加しようとするものであります。

次に、議案第67号一般会計補正予算（第20号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款及び21款、歳出では10款、継続費10款並びに繰越明許費3款であります。

歳入14款国庫支出金では、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の追加、21款市債では、小学校改築事業債の追加、また、歳出10款教育費では、新山及び矢島小学校改築事業の一部を今年度に前倒しすることに伴う学校建設費の追加であります。

継続費10款教育費では、ただいま申し上げました小学校改築事業の一部前倒しに伴い、矢島小学校改築事業において、令和3年度から5年度までの3か年で、総額19億9,436万4,000円を設定、また、新山小学校改築事業において、令和6年度までの年割額を変更しようとするものであります。

繰越明許費3款民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、国の

方針により給付要件を拡充し、申請期間を令和4年4月まで継続するため設定しようとするものであります。

以上、御報告申しあげました7件の各会計補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、令和4年度各会計予算案について御報告申し上げます。

初めに、議案第49号一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では11款から18款、20款及び21款、歳出では2款から4款、7款及び10款、継続費4款及び10款並びに債務負担行為であります。主なものについて御報告申し上げます。

歳入11款交通安全対策特別交付金では、前年度比50万円増の1,000万円が計上されております。

12款分担金及び負担金では、老人保護、保育所入所者及び児童クラブ等保護者の各種負担金、13款使用料及び手数料では、焼却場使用料及び指定収集袋によるごみ処理手数料であります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費、子どものための教育・保育給付費、児童手当及び生活保護費などの負担金や学校施設環境改善交付金、国民年金事務取扱費委託金であります。

15款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金、福祉医療費補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金であります。

16款財産収入では、鉄、アルミ、古紙などの物品売払収入、17款寄附金では、ユーラスエナジー地域貢献寄附金、18款繰入金では、奨学資金特別会計繰入金及び学校教育施設整備基金繰入金であります。

20款諸収入では、学校給食代及び地域支援事業受託収入、21款市債では、福祉医療拡大事業や新ごみ処理施設整備事業、統合小学校建設事業をはじめとする各事業債であります。

次に、歳出2款総務費では、交通安全・防犯対策、戸籍住民基本台帳など、3款民生費では、障がい者総合支援、老人保護措置事業、保育所入所措置事業及び生活保護などに係る経費、また、地域密着型介護施設の整備及び開設準備支援に係る補助金であります。

4款衛生費では、ごみ処理施設整備事業、母子保健事業及び感染症等予防対策など、また、7款商工費では、消費者保護対策事業に係る経費であります。

10款教育費では、新山、矢島小学校の改築事業及び本荘東中学校区統合小学校建設事業、G I G Aスクール構想推進事業、学校給食公会計事業のほか、各小中学校、教育・体育施設などの管理運営等に係る経費であります。

次に、継続費4款衛生費では、新ごみ処理施設整備に係る敷地造成及びアクセス道路整備を実施するに当たり、令和4年度から6年度の3か年で総額7億1,854万2,000円を、また、10款教育費では、矢島小学校改築事業について、令和4年度及び5年度の2か年で総額19億9,136万4,000円を設定しようとするものであります。

債務負担行為では、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償の限度額を、令和4年度から11年度まで、利子補給については、償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償に

については、金融機関融資額の10%に相当する額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第50号国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入では、国民健康保険税、保険給付費等交付金並びに一般会計及び基金繰入金、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金が主なものであります。

次に、議案第51号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入では、保険料及び一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

次に、議案第52号診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、診療収入及び一般会計繰入金、歳出では、各診療所運営費が主なものであります。

次に、議案第53号休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、休日診療収入及び一般会計繰入金、歳出では、休日診療所運営費が主なものであります。

次に、議案第55号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入では、貸付金元金収入、歳出では、貸付金及び繰出金が主なものであります。

次に、議案第56号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入では、一般会計繰入金、歳出では、施設管理費及び公債費が主なものであります。

以上、御報告申し上げました7件の令和4年度各会計予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第68号令和4年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、歳出では4款及び10款であります。

歳入14款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び体制確保事業費補助金の追加であります。

歳出4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの追加接種及び4月以降のPCR検査実施に必要な経費の追加、10款教育費では、修学旅行における感染症対策として、移動バスの増台等に係る補助金を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました令和4年度一般会計補正予算案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（伊藤順男） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。7番佐藤義之さん。

【佐藤義之産業建設常任委員長 登壇】

○産業建設常任委員長（佐藤義之） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日審査分を除き、条例案6件、予算案14件、契約締結1件及びその他7件の計28件であります。

初めに、条例案であります。

議案第10号奨学金返還支援基金条例の制定についてであります。これは、若者の人材確保と市内定着を図ることを目的とした奨学金返還の支援に係る基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第18号火入れに関する条例の一部を改正する条例案についてであります。火入れ許可証の指示事項を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第19号鳥海高原花立グラウンド条例の一部を改正する条例案であります。これは、メイングラウンド及びサブグラウンドの用途廃止に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号克雪管理センター条例の一部を改正する条例案であります。これは、鳥海防雪センターの用途廃止に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第21号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案であります。これは、市営住宅山寺団地、小田団地A及び愛宕東団地の一部用途廃止に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第22号公共住宅管理条例の一部を改正する条例案であります。これは、秋田県で導入準備を進めるパートナーシップ制度への対応及び笹子住宅Ⅱ号の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、6件の条例案につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、その他の案件であります。

議案第26号から議案第30号までの財産の無償譲渡についての5件は、大内山村活性化支援センターなど5施設に係る土地・建物並びに附帯する設備一式等をそれぞれ地域の地縁団体に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第31号市道路線の廃止について及び議案第32号市道路線の認定についてであります。これは、矢島地域の圃場整備事業による市道路線の見直しに伴い、1路線の廃止及び認定をしようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、特別会計から一般会計への繰入れ、令和3年度各会計補正予算、令和4年度各会計予算などの予算案であります。主なものを御報告申し上げます。

議案第33号令和4年度スキー場運営特別会計への繰入れについては、地方財政法第6条の規定により、一般会計からスキー場運営特別会計に6,500万円以内の繰入れを行うため、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第35号令和3年度一般会計補正予算（第19号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12から16款、18、20、21款、歳出では2款、4から8款、11款及び継続費8款、繰越明許費6、8、11款であります。

歳入では、県補助金及び羽後本荘駅周辺整備事業債などの市債の減額であります。

次に歳出では、2款総務費において、市町村移住支援事業費の減額、4款衛生費では、浄化槽設置事業費の減額、5款労働費では、若年者等地元定着促進事業費の減額であります。

6款農林水産業費では、農業振興事業費の事業完了や実績見込みによる減額及び多面的機能支払交付金の取組面積の減少による減額、分収林交付金の実績見込みによる増額

などであります。

7款商工費では、一番堰まちづくり事業特別会計への繰出金の減額、温泉施設等事業継続支援金の追加、第三セクター運営費補助金の追加であります。

8款土木費では、下水道事業会計出資金の追加及び継続費の変更に伴う羽後本荘駅周辺整備事業費の減額、11款災害復旧費では、昨年7月の降雨による公共土木施設災害事業工事請負費の増額であります。

また、継続費補正では、8款土木費、羽後本荘駅周辺整備事業において、JRとの施工計画の協議により工事委託の年割額を変更しようとするものであります。

また、繰越明許費において、6款農林水産業費では、農地等単独災害復旧事業をはじめとする3事業、8款土木費では、鳥海ダム関連市道登記委託事業をはじめとする9事業、11款災害復旧費では、1項農林水産業施設災害復旧費の2事業、2項公共土木施設災害復旧費の3事業において、年度内の事業完了が困難なため追加、8款土木費、羽後本荘駅周辺整備事業においては繰越額の変更をしようとするものであります。

次に、議案第42号令和3年度一番堰まちづくり事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では、一般会計繰入金と市債を減額、事業者負担金を増額し、歳出では、事業費を減額するものであります。

次に、議案第43号令和3年度スキー場運営特別会計予算についてであります。歳入では、事業収入及び一般会計繰入金の減額、歳出では、スキー場運営費の減額であります。

次に、企業会計であります。

議案第46号令和3年度水道事業会計補正予算（第4号）であります。収益的収入では、水道料金の予定額の増額と消費税還付金の予定額の減額、同じく支出では、減価償却費の予定額の減額、固定資産除却費の予定額を増額、また、資本的収入では、企業債等予定額を減額し、同じく支出では、委託料、土地購入費等の予定額を減額しようとするものであります。

加えて、補填財源の当年度分損益勘定留保資金を増額、減債積立金を減額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を増額し、企業債では、水道施設整備事業を減額しようとするものであります。

次に、議案第47号令和3年度下水道事業会計補正予算（第4号）であります。業務の予定量では、下水道施設整備工事及び管路工事業費の減額、収益的収入では、一般会計補助金の予定額の減額と、他会計繰入金の予定額の増額、同じく支出では、固定資産除却費の予定額を増額、また、資本的収入では、企業債及び国庫補助金の予定額を減額、同じく支出では、拡張改良費における工事請負費等の予定額の減額、また、令和2年度に行われた会計検査院の現地検査での指摘を受け、移設補償費の一部に補助対象事業費と認められない部分が含まれていたことから、国庫補助金返還額を追加しようとするものであります。

加えて、補填財源の当年度分損益勘定留保資金を増額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を減額、企業債では、下水道施設整備事業を減額しようとするものであります。

次に、議案第48号令和3年度ガス事業会計補正予算（第3号）であります。収益的

収入では、原料費の高騰によりガス料金の予定額を増額、同じく支出では、原料費等の予定額を増額、また、資本的収入では、工事負担金の予定額を減額、同じく支出では、工事請負費の予定額を減額しようとするものであります。

加えて、補填財源の当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を増額しようとするものであります。

次に、議案第49号令和4年度一般会計予算について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12から18款、20及び21款、歳出2款、4から8款及び11款並びに債務負担行為であります。

歳入12款分担金及び負担金では、道の駅管理費負担金や羽後本荘駅工事負担金、13款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料などであります。14款国庫支出金では、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金、15款県支出金では、各事業に対する農林水産業費補助金及び県道除雪委託金などあります。

16款財産収入では、市有林間伐材等売払収入や風力発電売電収入、鳥海ダム建設予定地不動産売払収入、17款寄附金では、ふるさとさくら基金費であります。

18款繰入金では、森林環境整備基金や鳥海ダム振興基金への繰入金、20款諸収入では、労働金庫預託金や各種貸付金の回収金、21款市債では、各事業における市債であります。

次に、歳出であります。歳出2款総務費では、鳥海ダム建設事業に係る統一条件財産管理処分事業費、鳥海ダム振興基金費やふるさとさくら基金費、スポーツ・ヘルスコミッション推進費、ナリワイづくり事業費、移住・定住促進事業費であります。4款衛生費では、浄化槽設置事業費、水道事業会計への繰出しのほか、飲料水供給施設管理に係る経費であります。

5款労働費では、奨学金返還助成事業費のほか、シルバー人材センター運営事業費補助金や職業訓練センター管理費であります。6款農林水産業費では、農業振興事業費における負担金補助及び交付金、森林経営管理事業費や道川及び西目漁港の水産物供給基盤機能保全事業であります。

7款商工費では、イノベーション創出支援事業費及びワーケーション推進事業費のほか観光施設の管理運営費であります。

8款土木費では、下水道事業会計への繰出しのほか、道路及び橋梁維持管理や新設・改良、河川の維持管理、除排雪、都市公園及び公営住宅などに関する経費であります。

道路維持事業費、冬季交通確保事業費を増額したほか、主な事業としては、鳥海ダム建設事業に伴う市道付替工事、羽後本荘駅周辺整備事業、松涛団地建替事業などあります。11款災害復旧費では、融雪災害等に対する公共土木施設・林道災害復旧に要する費用であります。

債務負担行為では、肉用牛肥育経営維持拡大対策事業において、令和5年度から令和6年度までの期間、限度額を193万9,000円で、また、中小企業融資あっせん資金事業において、条例施行規則に基づき金融機関融資額の50%以内の利子補給及び保証料の全額、また同事業の新型コロナウイルス感染症対策特別資金では、条例施行規則に基づき1,000万円までの利子補給及び保証料の全額として設定しようとするものであります。

次に、議案第57号令和4年度スキー場運営特別会計予算であります。歳入では、リ

フト収入と一般会計繰入金、歳出では、機械器具等修繕料及び公債費であります。

続いて、公営企業会計の新年度予算であります。

議案第61号令和4年度水道事業会計予算であります。収益的収入では、水道料金、一般会計繰出金、長期前受金戻入などであり、同じく支出では、施設の維持管理費、料金収納に要する経費、減価償却費及び企業債利息などであり、

一方、資本的収入では、企業債、一般会計繰出金などであり、同じく支出では、企業債償還金のほか、鳥海ダム利水計画整備事業やダム建設に係る負担金、矢島統合整備事業などの拡張改良費が主なものであります。

また、水道施設整備事業における債務負担行為や企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額などをそれぞれ設定するものであります。

次に、議案第62号令和4年度下水道事業会計予算であります。

収益的収入では、下水道使用料、一般会計繰出金などであり、同じく支出では、施設の維持管理費や料金収納に要する経費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであります。

一方、資本的収入では、企業債、一般会計繰出金、社会資本整備総合交付金などであり、同じく支出では、企業債償還金のほか、水林浄化センターB系更新工事などの拡張改良費が主なものであります。また、下水道施設整備事業など3件における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額などをそれぞれ設定するものであります。

次に、議案第63号令和4年度ガス事業会計予算であります。

収益的収入では、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益、一般会計補助金、長期前受金戻入などであり、同じく支出では、維持管理費、ガス原料費、企業債利息などが主なものであります。

一方、資本的収入では、企業債、工事負担金などであり、同じく支出では、企業債償還金のほか、ガス経年管更新事業費、局舎GHP内外機更新工事などであり、また、製造・供給・業務設備整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額などをそれぞれ設定するものであります。

以上、御報告申し上げました12件の予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第65号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（第3期）の締結についてであります。

これは、鳥海ダム建設事業において、市道百宅線付替工事基本協定に基づき、国土交通省東北地方整備局と4億4,804万3,200円で工事の委託契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第67号令和3年度一般会計補正予算（第20号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入15、18、21款、歳出では6から8款及び繰越明許費6款であります。

歳入15款県支出金では、産地パワーアップ事業費補助金、担い手確保・経営強化支援事業費補助金の追加、18款繰入金では、秋田由利牛生産基盤整備事業基金繰入金の追加、21款市債では、県営経営体育成基盤整備負担金事業債、県営農地防災負担金事業債



の追加であります。

歳出6款農林水産業費では、産地パワーアップ事業費補助金、担い手確保・経営強化支援事業費補助金、県営担い手育成基盤整備事業負担金等を追加、また、産地パワーアップ事業をはじめとする5事業について、翌年度への繰越しが見込まれることから繰越明許費を追加するものであります。

7款商工費では、事業費の決算見込みによるキャッシュレス決済ポイント還元事業委託料の減額と自動車運転代行業緊急支援金の増額、8款土木費では、冬季交通等確保事業における除雪委託費等の増額であります。

最後に、議案第68号令和4年度一般会計補正予算（第1号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入15、21款、歳出では6款から8款であります。

歳入15款県支出金では、県の新事業確定に伴う事業費組み替えによる増減額、20款諸収入では、国道107号拡幅工事に伴う鶴舞温泉源泉送水管移設補償費の追加、21款市債では、のり面崩落防止対策事業債の追加であります。

歳出では、6款農林水産業費において、歳入でも御報告いたしました県新事業確定による事業費の組み替えにより4事業を減額し、夢ある園芸産地創造事業費、夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費を追加するものであります。

7款商工費では、キャッシュレス決済ポイント還元事業費、由利本荘市プレミアム商品券事業、飲食店・飲食業関連事業者緊急支援金、また、由利本荘市イノベーション創出支援事業費補助金（新型コロナ枠）、旅館業等事業者支援給付金、鶴舞温泉源泉送水管移設工事に係る工事請負費の追加であります。

8款土木費では、昨年11月10日からの降雨により道路のり面が崩落した由利地域、東由利地域の市道路線に係る急傾斜地崩壊対策事業費の追加であります。

以上、御報告申し上げました2件の補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査のまとめの際、委員より、飲食店・飲食業関連事業者緊急支援金に関し、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の感染拡大による影響は、市内事業者の経営に甚大な影響を与えており、事業者は経済的な苦境に立たされている。当局においては、地域経済の状況について広く情報を収集するとともに、他の事業者支援策との公平性も勘案しながら、引き続き地域経済を支える事業者の事業継続支援策を講じられたいとの発言がありましたことを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（伊藤順男） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

---

○議長（伊藤順男） 日程第2、議案第8号教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について及び日程第3、議案第9号滝沢館公園設置条例の制定についての2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第8号及び議案第9号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第4、議案第10号奨学金返還支援基金条例の制定についてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第5、議案第11号組織条例の一部を改正する条例案から、日程第7、議案第13号特別会計条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第11号から議案第13号までの3件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（伊藤順男） 日程第8、議案第14号高齢者生活支援ハウス条例の一部を改正する条例案から、日程第11、議案第17号高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第14号から議案第17号までの4件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（伊藤順男） 日程第12、議案第18号火入れに関する条例の一部を改正する条例案から、日程第16、議案第22号公共住宅管理条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第18号から議案第22号までの5件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（伊藤順男） 日程第17、議案第23号まちづくり協議会条例を廃止する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第18、議案第24号入院医療費支給条例を廃止する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第19、議案第26号財産の無償譲渡についてから、日程第25、議案第32号市道路線の認定についてまでの7件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第26号から議案第32号までの7件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第26、議案第33号令和4年度スキー場運営特別会計への繰入れについてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第27、議案第35号一般会計補正予算（第19号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第28、議案第36号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第30、議案第38号診療所運営特別会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第36号から議案第38号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第31、議案第39号情報センター特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第32、議案第40号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第33、議案第41号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第40号及び議案第41号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第34、議案第42号一番堰まちづくり事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第35、議案第43号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第42号及び議案第43号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第36、議案第44号小友財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第37、議案第45号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第44号及び議案第45号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第38、議案第46号水道事業会計補正予算（第4号）から、日程第40、議案第48号ガス事業会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第46号から議案第48号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第41、議案第49号令和4年度一般会計予算を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第42、議案第50号令和4年度国民健康保険特別会計予算から、日程第45、議案第53号令和4年度休日応急診療所運営特別会計予算までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第50号から議案第53号までの4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第46、議案第54号令和4年度情報センター特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第54号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第47、議案第55号令和4年度奨学資金特別会計予算及び日程第48、議案第56号令和4年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。



教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第55号及び議案第56号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第49、議案第57号令和4年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第57号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第50、議案第58号令和4年度小友財産区特別会計予算から、日程第52、議案第60号令和4年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第58号から議案第60号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第53、議案第61号令和4年度水道事業会計予算から、日程第55、議案第63号令和4年度ガス事業会計予算までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第61号から議案第63号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第56、議案第64号消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第57、議案第65号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（第3期）の締結についてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第58、議案第66号土地（本荘東中学校区統合小学校建設事業用地）の取得について議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第66号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第59、議案第67号一般会計補正予算（第20号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第67号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第60、議案第68号令和4年度一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第68号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（伊藤順男） 日程第61、陳情第1号常設の住民投票条例の制定を由利本荘市議会に求める陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。

初めに、4番松本学さん。

【4番（松本学議員）登壇】

- 4番（松本学） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、早速始めさせていただきます。

今回、2つの市民団体から共同で、常設の住民投票条例の制定を由利本荘市議会に求める陳情が届きましたので、こちらについて、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情書の陳情の理由の冒頭にもありますとおり、由利本荘市には常設の住民投票条例がないため、市民が、行政の施策に対して住民の意思が反映される機会がないという現状に対し、住民投票条例の制定を求めるものであり、住民自治と協働の精神に基づく、可能性豊かで自立したまちづくりという、住民自治をまちづくりの基本理念の一つとして掲げる本市としては、当然のように採択されるべきと考えます。

2021年4月の市長選挙により湊貴信新市長となり、同年10月に行われた市議会議員選挙では定員数が減少する中、私を含め5名の新人議員が当選しました。このことから分かるように、今、由利本荘市民が真に求めていることはまさに変革、もうこれまでのようなやり方を続けていては、市は駄目になってしまうのではないかという危惧。そして、新しい風を吹き込むことで未来に希望を見出したいという切なる思い。その思い、期待に決して背を向けることなく、前例にとらわれず、勇気を持って新たな未来を選択していく姿を見せ続けることは、我々全員の使命であります。

住民投票条例の目的は、市政の重要事項について、住民投票及びその議論を通して、由利本荘市民の民意を市政に反映することであり、その請求、発議には当然のごとく市民の皆様による様々な手続、請願、署名等のハードルをクリアする必要があり、住民投票が行われる事態、というのはすなわち多くの住民の意思が大きく動いたときだけあります。

それは逆にいえば、繰り返すにはなりますが、今現状では、どんなに市民が注目し、関心を抱き、市の方針に不安や疑問を抱いたとしても意思を示すことができない状態です。

住民自治のまち、住民が声を上げられるまちの体現の一つとして、市民と議会の風通

しの良さを目指す伊藤順男議長、そして、市と市民ががっちりスクラムを組み、本市の未来をみんなでつくり上げるという熱い思いを語る湊貴信市長の下、今回の市民からの陳情である住民投票条例を採択すべきと考えます。

以上が私の賛成討論となります。ありがとうございました。

○議長（伊藤順男） 次に、3番大友孝徳さんの発言を許します。3番大友孝徳さん。

【3番（大友孝徳議員）登壇】

○3番（大友孝徳） 発言をお許しいただき、ありがとうございます。

私は、陳情第1号常設の住民投票条例の制定を由利本荘市議会に求める陳情、これに賛成の立場から討論をさせていただきます。

本陳情は、本市には常設の住民投票条例がないため、市民が行政の施策に対して意思を反映させる機会がない、これを危惧し、住民自治に向けて、現状を一步前進させようとするその陳情であり、その内容は、何ら市政に支障を来すものではございません。このような市民の陳情には、由利本荘市議会議員として可能な限り真摯に、前向きに審議すべきであります。

私は、市民の切望、これを確たる理由もなく退けることは決してあってはいけないと思いますが、いかがでしょうか。

住民投票が代議制民主主義を形骸化させるとの見方もあるようですが、4年に1度の選挙だけでは、市民の声を十分に市政に吸い上げているとは言えません。住民投票を代議制を補う制度と考え、その条例化を検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

そもそも本市は全国的に住民投票の先進地でした。旧岩城町では2002年9月に、合併の相手先を問う住民投票が実施されました。その中で注目すべきは、1、投票対象者を18歳以上の者としたこと、2、永住外国人にも投票権を与えたこと、この2点は、いずれも全国で初めてのことでした。旧岩城町では、20年も前にダイバーシティを実現させていたのです。

このように、住民投票を行うということは、その準備段階で様々な論議を呼び、市当局の、市議会の、そして市民の皆様の英知が結集され、その結果、由利本荘市が大きく前進するという事です。

コロナ禍の閉塞感に満ちた今だからこそ、住民投票条例を、私たち自らが検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

以下は、陳情書の後半の一文です。

市民、市長、議会が発議できる常設の住民投票条例を切望するものであります。

これは憲法第92条に定められた地方自治の本旨、このうちの住民自治を大きく前進させることにほかならず、市民の負託を受けた私たち議員が、これに異論を挟む余地は全くないと考えますがいかがでしょうか。

最後に、東由利地区の大平スキー場は、今年度より地元の方々による指定管理へ移行し、その皆さんがおもてなしの心で運営した結果、来場者数が昨年の上の倍以上の3,400人に増えたそうです。これは、人々が決意を持って動けば、まちは変わる、これのとてもよい事例です。

由利本荘市民が、住民投票という選択肢を持つことにより、市政に一層の関心と興味を持ち、市政参加が増え、ひいては、投票率が上がるように、この陳情を採択いただけ

ますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上が私の討論です。ありがとうございます。

○議長（伊藤順男） ほかに討論ありませんか。18番長沼久利さん。

【18番（長沼久利議員）登壇】

○18番（長沼久利） 私のほうからは、陳情第1号常設の住民投票条例の制定を由利本荘市議会に求める陳情について、不採択の立場で討論をいたします。

まず、陳情の理由には、行政の施策に対し住民の意思が反映される機会がありません。とありますが、なぜ断言できるのでしょうか、不思議であります。本市においては、住民の意思、議会、自治体の首長において十分な話し合いによる合意形成により地方自治法にのっとりた個別設置型の住民投票は認められています。

また、岩城町の由利本荘市への合併をめぐり、秋田市か本荘市かの合併を問う住民投票条例が実施された結果、由利本荘市に合併が決まったとありますが、これは、まさしく合意形成による個別設置型住民投票を肯定するものでありますし、あたかも岩城町の住民投票条例を例に挙げての常設設置を求めようとする趣旨が伝わってきません。全く不完全性を認めないものと認めます。いずれ条例の制定を求める内容からは遠いものがあります。まさに正鵠を得るものではありません。加えて何を今日的課題と捉えて設置するのも明言されていません。

さて、憲法、または法律に根拠を有する住民投票制度は、地方自治特別法の制定、市町村合併協議会の設置、日本国憲法改正に伴う国民投票、大都市における特別区の設置、特別請求権としての地方公共団体の議会の解散請求、議員・首長の解職請求、その他の主要公務員の解散請求があります。こういう内容からも住民投票条例はいかに重要な案件かを推しはかることができます。

また、現実に実施されてきた住民投票のほとんどは、公共事業や国策による事業が地域社会の公益を侵害することに対し、住民側からの地域防衛を目的にしたものが多くあります。そのことを考察するに、国益と地域社会の公益の観点から、住民投票条例の制定は、明らかに国民的期待に反するものであり、日本の再構築の方向性とは逆の古い日本への回帰そのものと言ってもいいのではないかと考えます。

また、常設の住民投票条例は十分な議論がされず、制度の乱用につながるおそれがあります。さらに、住民投票は直接民主制であり、間接民主制を担う議会がそれを肯定することは、自らの存在意義を否定することにもなり、本来必要とされる住民、議会、首長の各主体間の十分な話し合いによる合意形成の過程を損なう可能性があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

これは、本来の議会制民主主義を肯定し尊重するあかしではないと私は思います。

以上の観点から本市においては、これまでどおり住民・議会・首長などによる十分な議論を経ての住民投票を実施する、地方自治法にのっとりた個別設置型の住民投票条例が望ましいと考えます。いかがでしょうか。

よって、陳情第1号常設の住民投票条例の制定を由利本荘市議会に求める陳情について不採択とすべきと考えます。議員各位におかれましては御賛同いただきますようお願いいたしながら、反対の立場の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（伊藤順男） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（伊藤順男） 起立少数であります。よって陳情第1号は、不採択することに決定いたしました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会の開催のため、暫時休憩いたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 0時12分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、追加提出議員発案第4号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第4号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第62、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第4号市議会委員会条例の一部改正についてを上程し、提案者の説明を求めます。18番長沼久利さん。

【18番（長沼久利議員）登壇】

○18番（長沼久利） 本日、追加提出いたしました議員発案第4号について、私から説明をさせていただきます。

議員発案第4号は、由利本荘市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

このたび、市の機構改革に伴う組織条例の一部改正の可決により、4月1日から、常任委員会の所管を変更しようとするものであります。

総務常任委員会が所管する「企画財政部」を「企画振興部」へ改正、産業建設常任委員会が所管する「農林水産部」を「産業振興部」へ、「商工観光部」を「観光文化スポーツ部」へ改正、また、「まるごと営業部」を除くため、条例の一部を改正しようするものであります。

以上、議員発案第4号について、議員各位の御賛同をお願いしながら、提案説明いたします。

以上です。

○議長（伊藤順男） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第4号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

○議長（伊藤順男） 日程第63、議員発案第4号市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第4号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

○議長（伊藤順男） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る2月16日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに、関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

また、3月31日をもって退職されます職員の皆様におかれましては、これまで議会審議に御協力いただきましたことに厚くお礼申し上げますとともに、長年にわたり市勢の発展、市民の福祉向上に御尽力をいただきました御労苦に対し、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。今後とも、本市発展のために御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、議員一同、皆様方に拍手をもって感謝を表したいと思います。（拍手）  
ありがとうございました。

これもちまして、令和4年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 0時18分 閉 会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男

議 員 佐藤 義 之

議 員 佐藤 健 司